

令和7年度 町道民税のしおり

個人町(道)民税

個人町民税は所得割と均等割からなり、道民税と合わせて課税されます。

●町民税を納める方(納税義務者)

令和7年1月1日現在、比布町内に住所があり前年中に所得がある方は、均等割額と所得割額の合計額を納めていただきます。

●税額の計算<均等割+所得割>

<均等割> 町民税 3,000円 道民税 1,000円 <所得割> 税率: 10% (町民税 6%・道民税 4%)

図1 所得割の計算の流れ

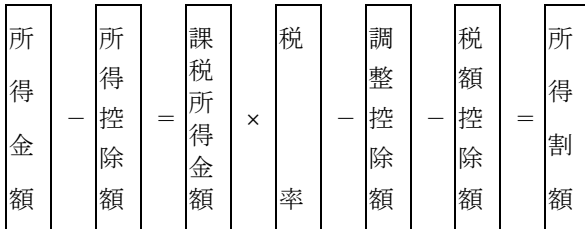


図2 所得の種類と計算方法

所得の種類	所得金額の計算方法				
営業等・農業・不動産などの所得	収入金額-必要経費				
給与所得	表1の速算表で求めます				
雑所得(①と②の合計)	<table border="1"> <tr> <td>① 公的年金</td> <td>収入金額-公的年金等控除額</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外</td> <td>収入金額-必要経費</td> </tr> </table>	① 公的年金	収入金額-公的年金等控除額	② 上記以外	収入金額-必要経費
① 公的年金	収入金額-公的年金等控除額				
② 上記以外	収入金額-必要経費				
上記以外に利子、配当、譲渡、一時などの所得があります。					

●町民税が課税されない方

①均等割・所得割がかからない方

(ア)生活保護法による生活扶助を受けている方

(イ)障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

(ウ)扶養親族等のない方・・・前年の合計所得金額が38万円以下

(エ)扶養親族等のある方・・・【本人+扶養親族+控除対象配偶者の合計数】×28万円+27万円≥前年の合計所得金額

②所得割がかからない方

(ア)扶養親族等のない方・・・前年の総所得金額が45万円以下

(イ)扶養親族等のある方・・・【本人+扶養親族+控除対象配偶者の合計数】×35万円+42万円≥前年の総所得金額

※合計所得金額とは、給与所得、年金などの雑所得、事業所得や土地・建物や株式などの譲渡所得(特別控除前)などを合計した額です。また、総所得金額とは、合計所得金額に損失の繰越控除を摘要して計算した金額を言います。

※均等割・所得割の他に森林環境税(1,000円)も賦課徴収されます。①均等割・所得割がかからない方(ア)~(イ)に該当する方、扶養親族等のある方で【本人+扶養親族+控除対象配偶者の合計数】×28万円+26万8千円≥前年の合計所得金額の方は非課税です。

表1 給与所得の速算表

給与の収入金額の合計額 から	給与所得の金額	給与の収入金額の合計額 から	給与所得の金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,628,000円	1,799,999円	「A×2.4+100,000」で求めた金額
551,000円	1,618,999円	1,800,000円	3,599,999円	給与の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる。 (算出金額:A)
1,619,000円	1,619,999円	3,600,000円	6,599,999円	
1,620,000円	1,621,999円			「A×2.8-80,000円」で求めた金額
1,622,000円	1,623,999円	6,600,000円	8,499,999円	「A×3.2-440,000円」で求めた金額
1,624,000円	1,627,999円	8,500,000円以上		
				「収入金額×0.9-1,100,000円」で求めた金額
				「収入金額-1,950,000円」で求めた金額

●所得金額調整控除

①給与の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、下記計算により算出した金額を給与所得金額から控除します。なお、給与の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円を上限とします。

(1)納税者本人が特別障害者に該当する場合

(2)年齢22歳以下の扶養親族を有する場合

(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額} - 850 \text{万円}) \times 0.1$$

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額が10万円を超える場合は、下記計算により算出した金額を給与所得から控除します。なお、給与所得及び公的年金等雑所得がそれぞれ10万円を超える場合は10万円を上限とします。

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10 \text{万円}$$

表2 配偶者控除・配偶者特別控除の早見表

区分		納税者本人の合計所得金額			参考
配偶者の所得 (給与所得の場合)		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の収入 (給与所得の場合)
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
	老人控除対象者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下

※控除を受ける方(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は受けられません。

表3 各種所得控除表

(年齢は令和7年1月1日現在)

納税者本人の合計所得金額					
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	
基礎控除額	430,000円	290,000円	150,000円	適用なし	
控除種別	控除額	控除種別	控除額		
障害者控除	(普通) 260,000円	勤労学生控除	260,000円		
	(特別) 300,000円				
	(同居特別) 530,000円				
寡婦控除(合計所得金額500万円以下)	260,000円	社会保険料控除	支払った社会保険料の全額		
ひとり親控除(合計所得金額500万円以下)	300,000円				
扶養控除	(一般) 330,000円	小規模企業共済	支払った小規模企業共済掛金全額		
	(特定) 450,000円	医療費控除	(支払った医療費－保険受取り額)－(10万円か、所得の5%の少ない額) 最高200万円まで控除		
	(老人) 380,000円	セルフメディケーション税制	(対象医薬品購入の実質負担額－保険受取り額)－12,000円 最高88,000円まで控除		
	(同居老人親族) 450,000円	雑損控除	(損害額－保険受取り額)－所得の10%か、(災害関連支出額－保険受取額)－5万円のうち多い額		
生命保険料控除 控除額は一般生命、個人年金、介護医療のそれぞれの保険料を下表により計算した合計額(限度額70,000円)になります。また、新・旧の契約がある一般生命保険料(個人年金保険料)で双方の控除を受ける場合は、それぞれを下表により計算した合計額(限度額28,000円)になります。					
※H24年1月以降 新契約したもの	支払保険料	控除額	旧契約	支払保険料	控除額
	12,000円以下	全額		15,000円以下	全額
	12,000円超 32,000円以下	支払額の1/2+6,000円		15,000円超 40,000円以下	支払額の1/2+7,500円
	32,000円超 56,000円以下	支払額の1/4+14,000円		40,000円超 70,000円以下	支払額の1/4+17,500円
	56,000円超	28,000円		70,000円超	35,000円
地震保険料控除 旧長期契約は平成18年12月末までに締結され、保険期間が10年以上で満期返戻金がある長期損害保険料					
地震保険	支払保険料	控除額	旧長期契約	支払保険料	控除額
	50,000円以下	支払額の1/2		5,000円以下	全額
	50,000円超	25,000円		5,000円超 15,000円以下	支払額の1/2+2,500円
				15,000円超	10,000円